損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 5 年12月 6 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年11月14日専決

熊取町長 藤原敏司

- 1. 事故発生日時 令和 5 年10月19日 午後 3 時頃
- 2. 事故発生場所 熊取町山の手台一丁目8番4号先路上
- 3. 相 手 方 熊取町
- 4. 事 故 の 概 要 環境課作業員が、刈草回収作業において公用車 (2 t トラック) を移動させた際、不注意により公用車の荷台部分が自治会管理の街路灯に接触し、支柱に損傷を与えたもの。
- 5. 損害賠償額 321,200円